た請求書に、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（学生納付特例事務法人の指定の申出等）

第八十三条の四　（略）

2　（略）

3　第一項の申出書を提出した国及び地方公共団体は、その旨を、法第百九条の二の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けた法人は、当該法人である旨を、インターネットにおいて掲示することにより学生等に周知しなければならない。ただし、当該国及び地方公共団体又は当該法人がインターネットにおいて掲示することが困難である場合には、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示する等によるものとする。

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～二十五　（略）

二十五の二　第百三十六条の規定による申出書の受理

二十六・二十七　（略）

（保険料又は徴収金の還付請求）

第百三十五条　（略）

2　（略）

3　第一項の還付を請求しようとする者（以下この項から第五項までにおいて「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

4　（略）

5　過誤納額（納付義務のない保険料に係る額に限る。）が発生した場合（法第九条第一号に該当するに至つたことにより当該過誤納額が発生した場合を除く。以下この項において「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ、納付した者が還付発生の場合には第一項の還付を次の各号に掲げる口座のいずれかにおいて受けることを希望する旨の申出をしていたときは、当該納付した者が請求者として、同項の還付の請求をしたものとみなす。

一　法第九十二条の二の規定による承認に係る預金口座又は貯金口座

二　公金受取口座

6　前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（還付希望の申出）

第百三十六条　令第九条第三項及び前条第五項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出することによつて行わなければならない。

一　被保険者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　次のイ又はロに掲げる口座において前納保険料の還付を受けることを希望する旨

イ　法第九十二条の二の規定による承認に係る預金口座又は貯金口座

ロ　公金受取口座

三　その他必要な事項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第二条中国民年金法施行規則第八十条第一項、第九十九条第二十五の二号、第百三十五条第三項、第五項及び第六項並びに第百三十六条の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第百三十一条第三項及び第五項の規定は、この省令の施行の日前に調査決定された納付義務のない保険料であって、同条第一項の還付の請求がされていないものについても適用する。

○経済産業省令第百三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条及び第十四条第二項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹